

## 用語の解説（五十音順）

## ○一般財源

使いみちを特定されず、どのような経費にも使える財源のことです。※市税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金など。

## ○一時借入金

支払資金が一時的に不足した場合に借り入れるもの。借入の限度額を予算に定め、その年度の歳入をもって年度内に償還しなければなりません。

## ○過誤納還付金

納め過ぎたり誤って納めた税金で還付されるお金です。

## ○株式等譲渡所得割交付金

株式等の譲渡をする際に課税される県税の一部を市町村に交付するお金です。

## ○基金

特定の目的のために積み立てた資金や維持する財産、または定額の資金を運用するために設ける資金や財産をいいます。※学校建設基金＝学校施設を建設することを目的として積み立てる資金のこと。

## ○基準財政需要額

各自治体での普通地方交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」です。経費の全体を指すものではなく、行政経費に充てられる財源のうち国庫補助金や使用料など特定財源を除いた必要一般財源の額のことです。

## ○寄附金

民法上の贈与で、金銭に限られます。使途が特定されない「一般寄附金」、使途を限定した「指定寄附金」があります。

## ○逆ザヤ

売り値が買い値より低くなり利益が出ない状態です。

## ○給水原価

水道水を1立方メートル作るのに必要とする経費です。

## ○供給単価

使用者の皆様からいただく1立方メートルあたりの平均単価です。

## ○繰入金・繰出金

一般会計、特別会計及び基金間で、相互に資金運用をするものです。その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」といいます。

○繰越金

前年度の決算上、余ったお金のことです。

○県支出金

県から市の事業に対して支払われるお金です。

○公債費

市債の元金・利子やその他の利子を支払うための経費です。

○交通安全対策特別交付金

交通違反の反則金をもとに、信号機や歩道を整備するために交付されるお金です。

○国有提供施設等所在市町村助成交付金

当年3月31日現在で国が所有する固定資産のうち、アメリカ軍や自衛隊の基地施設に供する固定資産（土地、家屋、工作物）について交付されるお金です。

○国庫支出金

国から市の事業に対して支払われるお金です。

○子ども・子育て支援事業

出産前から小学校入学後まで切れ目なく、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する仕組みです。

○ゴルフ場利用税交付金

地方税法に基づき、ゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額をゴルフ場が存在する市に交付されるものです。

○歳計剰余金

その年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた残額を指します。これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものを純剰余金といいます。この純剰余金は、その1/2以上の額を積み立てるか、地方債の繰上償還の財源に充てなければなりません。

○財産収入

市の財産の貸付け、売払いなどで得た収入。公共用地の売却や基金積立金の利子などが該当します。

○財政健全化比率

法に基づき決算をもとに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算出するもので、数値が大きいほど財政状況が悪化していることを示しています。

### ○財政調整基金

予期しない収入減少や不時の支出増加等、年度によって生じる財源の不均衡を調整するための積立金のことです。

### ○財政力指数

基準財政収入額（全国の自治体の収入を一定のルールで算出した額）を基準財政需要額で割って得た数値の過去3年の平均値。数値が大きいほど財政に余裕があるとされています。

### ○埼玉県緊急雇用創出事業補助金

離職を余儀なくされた労働者その他の失業者の一時的な雇用機会の創出等を図るために市が実施する事業に対して県が補助金を交付するものです。

### ○資金不足比率

水道事業、下水道事業それぞれの資金の不足額を事業の規模で除した得た比率をいいます。両比率とも経営健全化基準（自主的、計画的に公営企業の経営の健全化を図る基準：20%）を下回っています。

### ○市債（地方債）

学校の校舎建設など多額の経費が必要なものの財源に充てるため、市が国や銀行などから調達する長期的な借入金のことです。市が調達する資金を「市債」、市債を起こすことを「起債」といいます。

### ○市税

市民等から納めていただく市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税などです。

### ○市町村特別給付（介護保険関連）

保険給付が、被保険者に提供される在宅・施設両面にわたる医療サービス、福祉サービスなどのことで、市町村特別給付は、市町村が独自に条例で定めた給付です。

### ○指定管理者

民間事業者等に公の施設の管理を代行させることによりサービスの向上、経費削減を図りながら多様化する市民ニーズに効率的・効果的に対応していくための制度です。

### ○自動車取得税交付金

自動車取得税の一部を財源として、市道の長さ、面積に応じて県から市に交付されるものです。

### ○収納率

税として確定した納付されるべき金額（調定額）のうち、実際に納付された金額（収納額）の割合です。※算出式では、収納額から過誤納還付未済額を除いています。

### ○充用（予備費の充用）

予定外の支出及び予算を超過した支出に充てるために準備しておく予備費を、予算が不足する経費に充てること。

#### ○就労支援継続支援B型

障がい者自立支援法に基づく一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供する就労継続支援のための施設。「A型」は障がい者と雇用契約を結び、賃金を補償する雇成型で「B型」は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける非雇成型です。

#### ○小規模多機能型施設

日帰り介護（デイサービス）機能と、数日間の短期宿泊可能な設備があり、また在宅ケアサービスやホームヘルパー等の派遣が可能な機能も持った施設です。

#### ○使用料及び手数料

公の施設の使用料や証明書の発行に伴う手数料として徴収するものです。

#### ○諸収入

収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入。延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。

#### ○随意契約

地方公共団体が競争の方法によることなく、任意に特定のものを選定し、その者と売買、貸借、請負その他の契約を締結することをいいます。

#### ○送水管

県水を流す配管をいいます。

#### ○滞納繰越

年度末における未納額から不能欠損額を差し引いた金額です。翌年度の歳入として計上します。

#### ○地域ブランド

特産品、伝統工芸品、温泉などを、密接なつながりのある地域名と合わせてつくられたブランド（銘柄）のことです。

#### ○地方交付税

基準財政需要額（全国の自治体が平等に行政サービスを受けるための必要な額を一定のルールで算出した額）が基準財政収入額（全国の自治体の収入を一定のルールで算出した額）を超える場合に、その差額（財源不足）を基本として国から交付される普通交付税と、特別な財政需要に対応するもので普通交付税の算定に反映できなかった具体的な事情を考慮して交付される特別交付税があります。

#### ○地方消費税交付金

消費税の一部を財源として、国勢調査を基に人口と従業者数で按分し、県から市に対して交付されるものです。

#### ○地方譲与税

国から道路面積等により計算され配分されるお金です。

### ○地方特例交付金

国の施策により恒久的な減税の影響で減収となった一部を補填するため国から交付されるものです。

### ○調定

歳入を徴収しようとする場合にその内容を調査して、属する年度、歳入科目、収入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為です。

### ○特定財源

補助金のように用途が特定されている財源です。※国庫支出金など

### ○特定健診

生活習慣病（糖尿病や内臓脂肪症候群「メタボ」）予防のための特定健康診査です。40歳から74歳までの医療保険加入者が対象です。

### ○ネウボラ

フィンランド語で「アドバイスの場」を意味する支援制度です。フィンランドの施設を参考としています。

### ○配当割交付金

上場株式等の配当などに課税される県税の一部を市町村に交付するお金です。

### ○標準財政規模

総務省の基準で算出した地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる数値をいいます。その大きさは、標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税額＋交通安全対策特別交付金額＋臨時財政対策債発行可能額で求められます。

### ○扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出される経費です。

### ○付託

議会の議決を要する事件について、議会の議決に先立って詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に審査をゆだねることです。

### ○普通会計

市町村等によって各会計の範囲が異なるため、財政比較や統一的な掌握ができるように地方財政統計上、統一的に用いられる会計です。

### ○普通徴収

納税通知書により課税された税金を、給与天引きではなく納税義務者本人が直接、金融機関等で納付（口座振替を含む）する方法です。

#### ○物件費

市の経費のうち、消費的な性質をもつ経費で、賃金、旅費、交際費、需用費などが該当します。

#### ○不納欠損

調定を行ったものの何らかの理由で徴収ができず、今後も徴収の見込みが立たないため、徴収を諦めることをいいます。

#### ○不用額

実施した事業に要した経費が予算よりも少なく済んだため、支出しなかった額のことです。

#### ○分担金及び負担金

市の行う事業により利益を受ける方から、その利益を限度として徴収するものです。※保育園の保育料などが該当します。

#### ○法人実効税率

法人所得への税負担率で、企業の所得のうち、どれくらいの割合を税金として納めなければいけないかを示した数値です。実効税率は、国税の法人税だけでなく、地方税の法人住民税、法人事業税による税負担も含めて計算します。

#### ○補正予算

予算の調製後に生じた事由に基づき、既成の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに調製される予算のことです。

#### ○有収水量

浄水された水及び下水処理場で処理された水のうち、水道料金及び下水道使用料の対象となる水量をいいます。

#### ○有収率

水道においては、供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合です。下水道においては、下水道で処理した汚水のうち使用料収入の対象となる有収水の割合です。

#### ○予定価格

地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する一応の基準としてあらかじめ作成する価格のことです。

#### ○予備費

予算編成時に予期しなかった予算外の支出に対応するための科目をいいます。

#### ○利子割交付金

貯金等に課税される県税の一部を市町村に交付するお金です。

#### ○流用（予算の流用）

一定の目的に充てた経費を抑制して、その財源を他の支出費目の増額に充当すること。